

福岡市社会福祉施設等施設整備費補助金（障がい）交付要綱

（通則）

第1条 福岡市社会福祉施設等施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和39年11月16日福岡市条例第112号。）及び社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和39年11月16日福岡市規則第107号。）、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）によるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、在宅での生活が困難な障がい者の居住の場となる施設及び在宅で生活する障がい者の地域生活を支援するための施設を整備し、もって障がい者の福祉の向上に資することを目的とする。

（補助事業）

第3条 この要綱に基づく補助金を交付する対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国が定める社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下「国庫補助金」という。）交付要綱に基づくものとする。

（補助事業者）

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。なお、補助事業者は公募により募集する。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第79条第2項及び第83条第4項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人、社会福祉法人を設立しようとするもの等。以下「社会福祉法人等」という。）であり、国庫補助金交付要綱に定めるものであること

（2）本市の市税に係る徴収金を滞納していないこと

（3）市内に補助事業に係る施設を設置し、又は設置しようとしている法人

2 補助事業者は、前項に該当する者のうち、次のいずれかに該当し、国の認証基準に基づくものについては、国に対する補助協議を経て、国の内示等を受けた者とする。

（1）福岡市社会福祉施設整備費等補助対象施設選定委員会による事前審査の対象となる事業は、当該審査を経て、補助事業者として市長が決定した者

（2）前号以外のもので、国庫補助金交付要綱に基づくもの

（3）上記以外で市長が特に必要と認めたもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、国庫補助金交付要綱の交付額の算定の方法により算定された額を限度として、予算の範囲内で市長が定める。ただし、国、県、又は他の団体の補助金が

直接事業者に交付されるものについては、上記により算出した補助金額から国、県、又は他の団体の補助金を控除する。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(暴力団の排除)

第6条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者(第4項において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者が補助金の交付申請をするときは、交付申請書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を精査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付について、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、一般競争入札その他市が行う契約手続の取扱いに準拠して行わなければならない。

(2) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(3) 補助事業者が施設整備を行うために工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事の完成を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(補助金の交付)

第 10 条 市長は事業完了後において補助事業者から補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、その一部を事業の途中で交付することができるものとする。

(補助対象経費)

第 11 条 この要綱により交付された補助金は施設整備又は施設開設準備等に係る資金に充当するものとする。

(届け出)

第 12 条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届けなければならない。ただし、第 3 号及び第 4 号に該当するときはその理由を附し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業に着手したとき
- (2) 事業を完了したとき
- (3) 事業を変更したとき
- (4) 前 3 号のほか申請内容に変更があったとき

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、事業完了の届出を受けた場合は、補助事業の成果が、補助金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか、調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払報告)

第 14 条 補助事業者は、補助金の受領後は、遅滞なく補助事業の支払いに充て、支払報告書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告等)

第 15 条 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、所定の消費税仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の返還等)

第 16 条 市長は補助事業者が次の各号の一に該当するものと認めたときは、補助金の交付決定を取消、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき

- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 次条の規定に反して財産の処分を行ったとき
- (4) 第12条の規定による届け出の手続きを怠ったとき
- (5) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

2 前項の財産処分の承認基準は、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日会発第0417001号）の規定を準用するものとする。

3 財産処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に規定する処分制限期間を準用するものとする。

(関係書類の整備)

第18条 補助事業者は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、次に掲げる期間について保管しておかなければならない。

(1) 前条第3項の適用を受けるものは、当該処分制限期間を経過するまで

(2) 前号以外の補助にかかるものは、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間

2 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができるものとする。

(調査又は報告)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助金の執行、状況等について実地検査、必要な書類、帳簿等の調査、又は報告を求めることができるものとする。

(施行の細目)

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉局長が定める。

附則

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(施行期日)

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

この要綱は、平成18年7月21日から施行する。

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

この要綱は、平成22年1月15日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 1 月 18 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 9 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱の規定により申請があった補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱の規定により申請があった補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱の規定により申請があった補助金については、なお従前の例による。

(期間)

3 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱の規定により申請があった補助金については、なお従前の例による。

(期間)

3 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 次のいずれかに該当する補助金については、なお従前の例による。

(1) この要綱の適用の日前に改正前の福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱の規定により申請があった補助金

(2) 令和2年3月31日以前に第4条第2項第1号の規定により補助事業者として決定した者から申請があった補助金

(期間)

3 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。